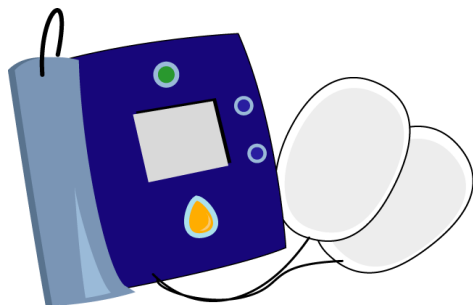


# AEDの

(自動体外式除細動器)



# 貸出しをします

川崎区内のスポーツ団体や町内会・自治会等がイベントなどを実施する際に、AEDの貸出しをします。AEDが設置されていない場所での行事に、緊急時の備えとして活用してください。

♥ AEDの貸出しは団体を対象とします。代表者は次の条件が必要です。

- ✿ スポーツ団体、町内会・自治会等の団体
- ✿ AEDの使用に関する講習受講者がいる団体
- ✿ 代表者は川崎区内に在住又は在勤で、年齢が満20歳以上

♥ AEDを借りるためには、①あらかじめ団体登録をして、②貸出申請をしてください。

♥ 貸出台数は1行事につき1台です。AEDは行事終了後、速やかにご返却いただきます。貸出期間は最長7日間です。

♥ AEDの貸出しは無料です。

♥ 受付場所は次の3カ所です。

□ 川崎区役所地域振興課

☎044-201-3133

□ 大師支所地域振興係

☎044-271-0137

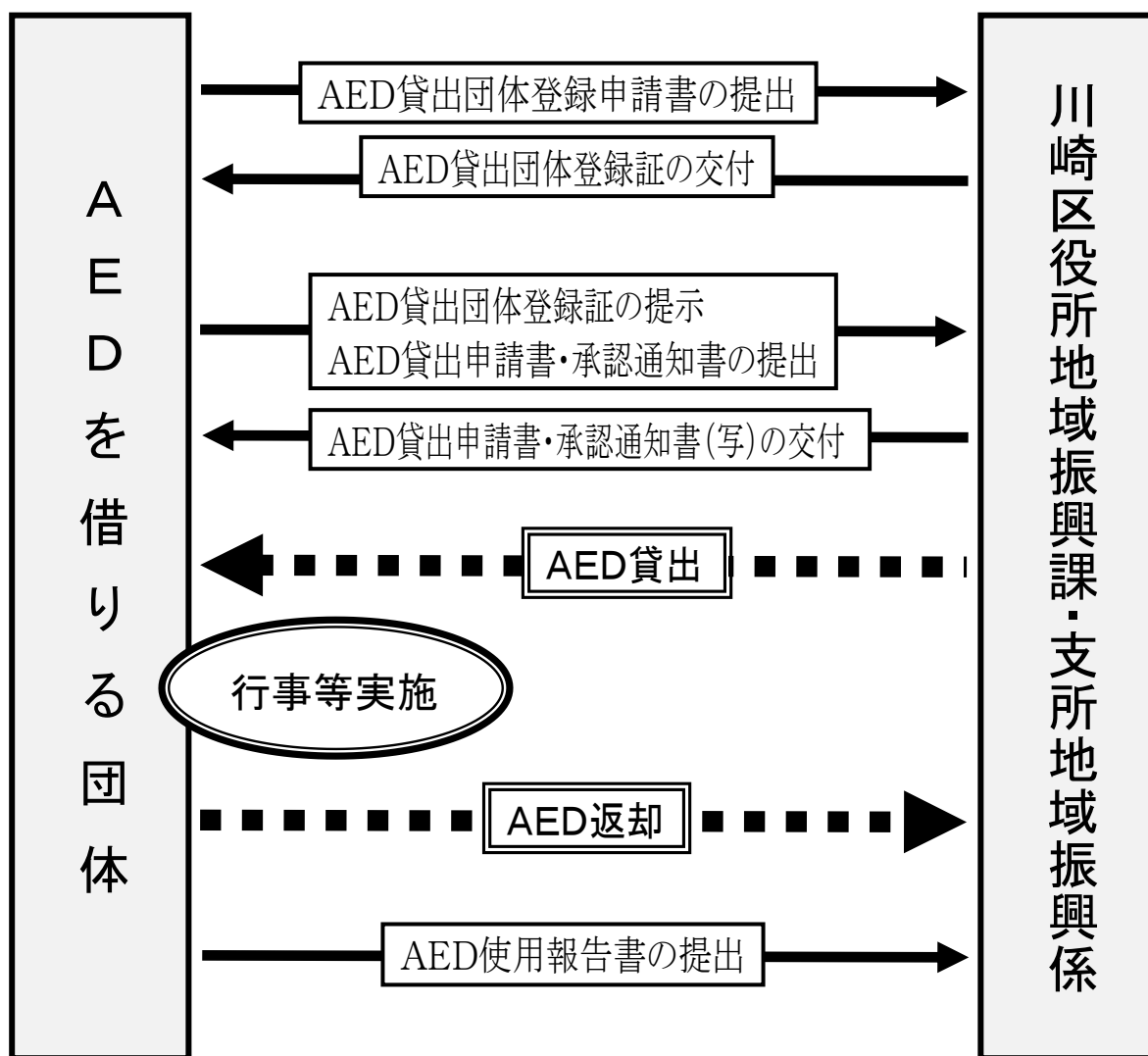
□ 田島支所地域振興係

☎044-322-1968



※手続きの流れは裏面をご覧ください。

## 自動体外式除細動器(AED)貸出しフロー図



※各必要書類はホームページ又は受付窓口でお渡しします。